

令和7年度 事業計画

基本理念

「全ての住民が共に生き、支えあい、
より豊かな生活を創り出す福祉コミュニティを実現する」

福祉目標

「元気 いきいき ささえあい 生きがいのある まちづくり」



社会福祉法人

佐用町社会福祉協議会



基 本 方 針

令和 7 年は佐用町合併 20 周年を迎えます。平成 17 年の合併当時、2 万人を超えていた町人口は 1 万 5 千人を切るところまで減少した上、高齢化が急速に進みました。町行政において「縮充のまちづくり」が進められる中、合併当時の人口、社会経済情勢のもと作り上げ、実行し、受け継いできた本会の事業について、転機が訪れています。節目の年に当たり、事業内容の見直し、事業規模の適正化を図り、今後とも信頼される社協の体制づくりを目指します。

第 4 次地域福祉推進計画（さようふくしプラン）は、計画期間の最終年度を迎えます。「地域共生社会」の実現を目指した本計画の進行状況、達成度を見極めながら、次期計画の策定を併行して進めます。第 5 次地域福祉推進計画の策定に当たっては、現行計画の積み残し、あるいは実施過程で浮き彫りになった課題を引き継ぎ、それらを含めて、今後取り組むべき事項を盛り込んだ内容とします。町行政が策定した第 2 期地域福祉計画が中間評価の年を迎えることから、「車の両輪」としての役割を果たせるよう連携・協働に努めます。

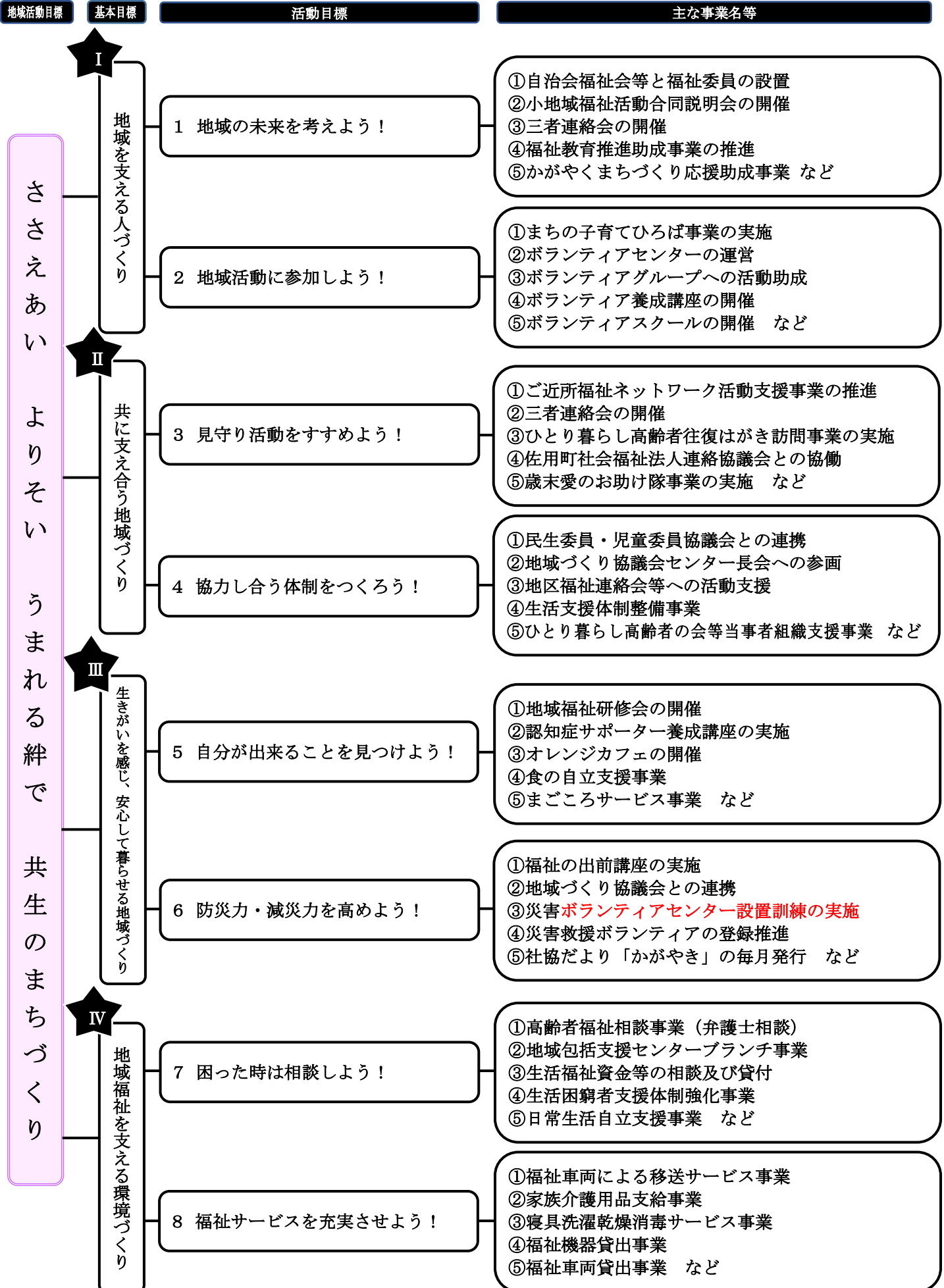
地域づくり協議会との連携、佐用町社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット・佐用）との協働、地域の情報共有のための民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員による三者連絡会の開催、各種団体との連携を継続します。

介護保険事業の運営は、大きな転換期を迎えました。本会の主力事業であるデイサービスの利用者数は、町全体で総人口、高齢者人口が減少する中、老人ホームなど施設・居住系サービス、あるいは短期入所サービスに流れ、減少の一途をたどっています。事業の収支改善を図るため、南光及び佐用の通所介護事業所を地域密着型に移行し、小規模事業所として存続を図ります。上月の通所介護事業所は、一足早く地域密着型に変更していますが、利用者の減少に歯止めがかからず、令和 7 年度末をもって事業所を閉鎖することとします。

訪問介護事業も利用者数の減少により、厳しい経営状況にあります。原因は通所介護同様、需要の減少もありますが、供給側の人手不足が深刻で、新規顧客の獲得も躊躇する現状です。この度の通所介護事業所の小規模化、効率化によって生み出される人材を活用し、訪問介護事業の人員を補充しテコ入れを図ります。

養護老人ホーム佐用朝霧園は、町の指定管理委託を受けて 5 年目を迎えます。町直営当時の運営体制を承継し現在に至っていますが、今後は介護保険事業部門との一体的な運営を図り、人的交流の機会を拡大します。令和 5 年度から契約入所の制度を取り入れ一定数の利用者がありますが、基本は措置入所の施設です。高齢化の進展を見据え、居宅生活に不安がある高齢者に対して安心・安全な日常生活の営みの場を提供できるよう努めます。

施策の体系（町地域福祉推進計画との関係）



1. 地域福祉活動の推進

誰もが住み慣れた地域において、安心してその人らしく暮らしていくことができるよう、希薄化する地域のつながりを深め、見守り、助けあい、また支え合う小地域福祉活動を推進するために、自治会の協力を得るとともに、地域づくり協議会等との連携強化を図りながら以下の事業に取り組みます。

No.	事業名等	活動内容	備考
1	自治会福祉会等と福祉委員の設置 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅱ - 3 Ⅱ - 4	小地域福祉活動を効果的に実践するため、各自治会に福祉会等の組織設置を推進する。 また、地域福祉活動の担い手として自治会の世帯数に応じた福祉委員を設置、委嘱する。	通年
2	小地域福祉活動合同説明会の開催 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅱ - 3 Ⅱ - 4	自治会長と福祉委員を対象に、小地域福祉活動についての提案や助成金事業の説明等を、各地域づくり協議会単位を基本に開催する。	年1回
3	ご近所福祉ネットワーク活動支援事業の推進 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅰ - 2 Ⅱ - 3 Ⅱ - 4 Ⅲ - 5 Ⅲ - 6	小地域福祉活動を実践する自治会に対し、「ご近所福祉ネットワーク活動支援事業」として助成を行う。生活のちょっとした困りごとをご近所同士で助け合い支えあう意識向上を図るとともに、令和5年度に改正した助成要綱（令和6年度から施行）に基づき、「ふれあい・いきいきサロン」の実施とともに「見守り」に重点を置いた取り組みを推進する。	通年
4	自治会福祉会等への職員派遣 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅱ - 3 Ⅲ - 6	自治会の会議やふれあいサロン等への職員派遣の要請に対し、柔軟に対応する。	通年
5	福祉の出前講座の実施 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅱ - 3 Ⅲ - 6	職員が地域に出向き、住民のみなさんのご意見・ご要望を伺う中で、地域に信頼される社協づくりと、わかりやすい福祉活動を進めるために、社協事業説明や体験型の福祉教育、介護等をテーマにした出前講座に取り組む。	通年

6	民生委員・児童委員協議会との連携 【推進計画】Ⅱ - 3 Ⅱ - 4	民生委員・児童委員協議会定例会に参画し、日ごろの民生委員・児童委員活動と連携しながら、見守りが必要な方などの状況について社協へつないでもらえる関係を構築する。	毎月
7	三者連絡会の開催 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅱ - 3 Ⅱ - 4	三者(福祉委員、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員)連絡会を推進する。生活支援体制整備事業の第2層協議体の位置づけであり、地域づくり協議会単位で各地域年2回開催し、「地域の実情の把握」「三者の連携強化」等、福祉関係者のネットワークづくりに努める。	年2回
8	地域づくり協議会との連携 【推進計画】Ⅱ - 3 Ⅱ - 4 Ⅲ - 6	各地域づくり協議会と佐用町が取り組んできた「みんなの地域づくり協議会活力向上プロジェクト」(みんな活)への参画により、社協との連携は深まりつつある。引き続き顔の見える関係づくりから、地域内にある生活課題等の把握や情報共有を行うとともに、地域福祉活動への取り組みを推進する。	通年
9	地域づくり協議会モチベーションアップ研修(旧センター長会)への参画 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅰ - 2 Ⅱ - 4	各地域づくり協議会と佐用町が開催しているモチベーションアップ研修(旧センター長会)へ参画。担当課である企画防災課まちづくり推進室とも連携を図りながら、情報提供並びに情報共有を行う。	毎月
10	佐用町社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット・佐用)との協働 【推進計画】Ⅱ - 3 Ⅳ - 7	佐用町社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット・佐用)の事務局を担当し、連携・協働を図る。各法人の特色を活かした地域公益活動への取組や、専門職の分野横断的な総合相談窓口を開設する。食品ロスの削減と生活困窮者支援の一環として、フードドライブの取り組みを継続実施するとともに、中間的就労等(体験就労や職場見学)の機会創出について検討する。	通年
11	地域福祉研修会の開催 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅲ - 5	小地域福祉活動を啓発、推進するために福祉関係者や地域づくり協議会等を対象に、「地域づくり」との連携をテーマとした研修会を開催。生活支援体制整備事業の一環として佐用町との共催とする。	年1回

12	地区福祉連絡会等への活動支援 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅱ - 3 Ⅱ - 4	旧佐用町時代から設置している地区福祉連絡会（平福、石井、海内桑野、江川）に対し、活動支援を行う。地域づくり協議会と構成員が重複、目指すべき目標は同じであり、地域づくり協議会の福祉部会等の位置づけに移行できるように支援を行う。	通年
13	認知症サポーター養成講座の実施 【推進計画】Ⅱ - 3 Ⅲ - 5 Ⅳ - 7	事務局を担当し、キャラバンメイトのコーディネートを行う。認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族に対してできる範囲での手助けをする「認知症サポーター」を養成し、やさしい地域づくりに取り組む。	通年
14	オレンジカフェの開催 【推進計画】Ⅲ - 5 Ⅳ - 7	認知症の方やその家族、地域住民など誰もがつどい、認知症について知り、学び、考え、相談できる場として開催する。チームオレンジ推進連絡会にも参画する。	年 3 回
15	まちの子育てひろば事業の実施 【推進計画】Ⅰ - 2	子育て中の親子が気軽につどい、仲間づくりを通して交流を深める場として開催する。 ボランティアグループの協力を得て運営、親子リトミック活動とベビータッチ教室を隔月で開催する。	ひまわり 月 2 回 ひだまり 月 2 回 リトミック 隔月 ベビータッチ 隔月
16	学校・家庭・地域の連携協力推進事業（三日月子ども広場）の実施【再掲】 【推進計画】Ⅰ - 2 Ⅱ - 3 Ⅲ - 5	三日月小学校児童を対象として指導員の協力のもと、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。土曜日と長期休暇中を中心とした活動とし、季節感あふれるイベントを実施する。 令和 7 年度から町教育委員会が推進するコミュニティ・スクールの動向を注視しながら、令和 8 年度以降の事業の在り方について検討する。	年 12 回
17	ふれあい郵便事業の実施 【推進計画】Ⅱ - 3	町内で希望する高齢者に、毎月 1 回お手紙ボランティアが作成する新聞を届ける。福祉委員の協力を得てお届けし、見守り活動につなげる。	毎月

18	ひとり暮らし高齢者往復はがき訪問事業の実施 【推進計画】Ⅱ - 3	85 歳以上のひとり暮らし高齢者に対し往復はがきを活用し、困りごとや相談事を伺う。対象者の把握は民生委員・児童委員、作成はお手紙ボランティアと中学校生徒に協力していただく。返信の有無、内容により地域包括支援センターブランチ業務の実態把握につなげる。	年 2 回
19	声の広報（デイジー図書）お届け事業の実施 【推進計画】Ⅰ - 2 Ⅱ - 3	朗読ボランティアの協力により、声の広報（デイジー図書）を作成し、障害に配慮した情報の発信を行う。町広報「さよう」、本会「かがやき」等を音声でお届けする。	毎月

2. 在宅福祉活動の推進

佐用町と連携し、関係機関、団体、ボランティアの方々の協力を得ながら、介護予防から生活支援まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう以下のサービスの充実を図ります。

（1）佐用町からの受託事業の継続的な取り組み

No.	事業名等	活動内容	備考
1	食の自立支援事業 （給食サービス） 【推進計画】Ⅰ - 2 Ⅱ - 3 Ⅲ - 5	調理が困難な高齢者・障害者等で、健康維持と安否確認のサービスを必要とされる方を対象に、ボランティアや町内事業所の協力により毎週火曜日と金曜日の夕方にお弁当を配達する。 なお、令和 7 年度から利用者負担額が 1 食あたり 300 円から 400 円となる。	年 98 回
2	福祉車両による移送サービス事業 【推進計画】Ⅲ - 5 Ⅳ - 8	在宅で、身体的に自力で外出が困難な高齢者、障害者を対象に、車いすやストレッチャー等を使用して、医療機関への通院や退院の送迎支援を行う。	通年
3	家族介護用品支給事業 【推進計画】Ⅳ - 8	在宅で介護をされている住民税非課税世帯を対象に、介護用品の支給を行う。	通年
4	家族介護者交流事業 （在宅介護者のつどい） 【推進計画】Ⅳ - 7	在宅で介護をされている方を対象に、交流する中で悩みや思いを共有し、心身のリフレッシュを図ることを目的に開催する。	年 6 回

5	家族介護教室事業 【推進計画】Ⅲ - 5 Ⅳ - 7	在宅で介護をされている方、介護に関心のある方を対象に各種情報や介護技術等を提供し、要介護高齢者等の在宅生活の継続や質の向上を図ることを目的に開催する。	年 4 回
6	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 (ふとんクリーニング) 【推進計画】Ⅳ - 8	寝具の衛生管理が困難な寝たきり高齢者や障害者を対象に、寝具類の水洗い及び乾燥を行い、衛生的で快適な在宅生活ができるように支援する。	年 2 回
7	高齢者福祉相談事業 (弁護士相談) 【推進計画】Ⅳ - 7	町民の生活上の困りごとや心配ごと、特に法律に関する専門的な相談に、本会の契約弁護士が無料で相談に応じる。	年 8 回
8	生活支援体制整備事業 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅱ - 3 Ⅱ - 4 Ⅳ - 7	地域の住民や各種団体、企業の関係者等様々な人々が連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行く。生活支援コーディネーターを配置し、第 2 層協議体である三者連絡会や地域づくり協議会との連携を図るなかで、高齢者を支える地域づくりを進めていくとともに、行政関係課との情報や課題共有のための定例会を開催する。	通年
9	まごころサービス事業 【推進計画】Ⅰ - 2 Ⅲ - 5 Ⅳ - 8	介護予防・日常生活支援総合事業のサービスで、日常生活の中で、ちょっとした困りごとを住民同士の助け合い活動として解決する事業。利用会員の困りごとを協力会員と一緒に解決することにより、安心して暮らせる福祉のまちづくりに寄与することを目的に実施する。	通年
10	まごころサービス協力会員フォローアップ研修 【推進計画】Ⅰ - 2 Ⅲ - 5 Ⅳ - 8	まごころサービス事業協力会員を対象に、フォローアップの研修会を開催する。	年 1 回
11	地域包括支援センターランチ事業 【推進計画】Ⅳ - 7 Ⅳ - 8	生活のしづらさを抱えた高齢者を対象に、訪問や電話で相談に応じ生活の実態を把握する。必要に応じて関係機関につなぐ。	通年

(2) 社協単独事業の継続的な取り組み

No.	事業名等	活動内容	備考
1	ちょこっとサポート事業 【推進計画】Ⅰ - 2 Ⅲ - 5	まごころサービス事業の障害者版。日常生活の中で、困りごとを住民同士の助け合い活動として解決する事業。利用会員のちょっとした困りごとを協力会員と一緒に解決することにより、安心して暮らせる福祉のまちづくりに寄与することを目的に実施する。	通年
2	ひとり暮らし高齢者の会等 当事者組織支援事業 【推進計画】Ⅱ - 4	ひとり暮らし高齢者の会等当事者の会が主催するつどい開催を支援する。地区福祉連絡会等主催の高齢者のつどいを支援する。	通年
3	ふれあいの里交流事業 【推進計画】Ⅰ - 2	三日月地域の65歳以上の方を対象に、他集落との交流を中心に集いの場を提供する。参加取りまとめを福祉委員に依頼、声かけや見守り活動につなげる。 ご近所福祉ネットワーク事業で推進するふれあい・いきいきサロンなどに移行し地域が主催、あるいは当事者組織として自主運営をめざすなど、事業の在り方を今後検討していく。	年8回
4	福祉機器貸出事業 【推進計画】Ⅳ - 8	在宅生活の維持、介護者の負担軽減を目的に、電動ベッドと車いすを貸し出す。	通年
5	福祉車両貸出事業 【推進計画】Ⅳ - 8	在宅生活の維持、介護者の負担軽減を目的に、福祉車両（車いす対応）を燃料代実費負担で貸し出す。	通年
6	イベント用品、ゲーム用品 等各種備品貸出事業 【推進計画】Ⅰ - 2	自治会、各種団体、施設等がイベントを実施する際に各種備品を貸し出す。 テントや椅子、綿菓子機、マイクセット等。	通年

3. 福祉総合相談活動の推進

兵庫県社協からの補助金を活用し、生活困窮者支援体制を強化するために令和5年度から配置しているほっとかへんネットワーカー。新型コロナ特例貸付の借受世帯をはじめとした生活困窮世帯が、安心して暮らすことができるように必要な支援や情報提供を継続実施します。また、地域内のセーフティネットの充実を通じた社会的孤立・排除の解消・予防を図ることを目的に、自立相談支援事業所や行政担当課、佐用町社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット・佐用）等と情報共有の機会を設けるとともに、フードドライブなど協働での事業展開を継

続します。

No.	事業名等	活動内容	備考
1	生活福祉資金、総合支援資金、臨時特例つなぎ資金、緊急小口資金等の相談及び貸付【県社協受託事業】 【推進計画】Ⅳ - 7	低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯等を対象に、必要な費用の一部を貸し付け、民生委員・児童委員と社協による情報共有、貸付決定後の世帯の見守り、相談支援など安定した生活を送ることができるように支援する。	通年
2	生活困窮者支援体制強化事業（「ほっとかへんネットワーク」の配置） 【県社協補助事業】 【推進計画】Ⅳ - 7	新型コロナ特例貸付の償還期間内において、生活困窮状態が続く借受世帯等を対象に、アンケート調査や訪問調査を実施。アウトリーチ活動（支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス）を念頭に生活支援情報や相談窓口などプッシュ型の情報提供を定期的に行う。	通年
3	ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に関する調査及び支援方法の検討、並びに啓発 【推進計画】Ⅲ - 5 Ⅳ - 7	就労や障害福祉等のサービスにはつながらない中高年などをはじめとしたひきこもり状態にある方、いわゆる制度の狭間と呼ばれる方々とそのご家族への支援に関する調査及び支援方法の検討、また三者連絡会などを通じて啓発を行う。 包括的・継続的な支援体制を構築するため、佐用町、コムサロン 21 並びに佐用町社会福祉法人連絡協議会など関係機関と連携するとともに、中間的就労等（体験就労や職場見学）の機会創出をめざし協働した取り組みを実施する。	通年
4	日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） 【県社協受託事業】 【推進計画】Ⅳ - 7 Ⅳ - 8	判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象とし、地域で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続きの援助等支援を行う。	通年
5	西播磨成年後見支援センターとの連携 【推進計画】Ⅳ - 7 Ⅳ - 8	日常生活自立支援事業の利用者で成年後見制度が必要な状況になったとき、円滑に利用につながられるよう西播磨成年後見支援センターとの連携を図る。	通年

6	佐用町社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット・佐用）に加入する福祉施設との連携【再掲】 【推進計画】Ⅱ - 3 Ⅳ - 7	佐用町社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット・佐用）の事務局を担当し、連携・協働を図る。各法人の特色を活かした地域公益活動への取組や、専門職の分野横断的な総合相談窓口を開設する。食品ロスの削減と生活困窮者支援の一環として、フードドライブの取り組みを継続実施するとともに、中間的就労等（体験就労や職場見学）の機会創出について検討する。	通年
7	生活困窮者の自立支援に向けた支援 【推進計画】Ⅳ - 7	生活保護に至る前の段階から生活困窮者を支援するため、自立相談支援事業所である神戸の冬をささえる会、就労準備と家計改善支援事業所であるワーカーズコープ並びに行政関係課との支援会議を開催し、生活困窮者の把握と自立に向けた支援を行う。	随時
8	フードドライブ事業の実施 【推進計画】Ⅲ - 5 Ⅳ - 7	家庭や企業で消費しない食品や日用品等を回収し、必要とする家庭や福祉機関等へ届けるためのフードバンク事業を円滑に実施するための連携体制を確保し、食品ロスの削減と生活困窮者等の支援に寄与する。	通年
9	緊急生活支援物資支給事業 【推進計画】Ⅳ - 7	低所得世帯の自立公正を図るため、生活保護や年金など公的制度による支援に目途がつくまでのつなぎとして、緊急一時的に生活支援物資を支給する。	通年
10	関係機関との連携強化 【推進計画】Ⅱ - 4	保健・医療・福祉・介護に関係する機関とのネットワークづくりのため、地域ケア会議や医療と介護連携会議、要保護児童対策地域協議会、自殺予防対策連絡会議、子ども子育て会議等に参画し情報を共有することで連携を深め、ヤングケアラー問題等新たな福祉課題についての支援を検討する。	通年

4. ボランティアセンターの運営

ボランティアの高齢化が進み、新しいボランティアの開拓、育成が大きな課題となっています。人材の発掘のための養成講座及び広報活動の充実に努めます。また、趣味や特技を活かした個人ボランティアの登録を推進するとともに、災害

ボランティアセンター設置運営訓練を実施し、災害救援活動に協力できるボランティア活動者の登録を推進します。

No.	事業名等	活動内容	備考
1	ボランティアのコーディネート 【推進計画】Ⅰ - 2	ニーズに応じたボランティア活動のマッチングを行うとともに、活動に関する相談について助言を行う。	通年
2	ボランティアグループへの活動助成 【推進計画】Ⅰ - 2	共同募金の配分金を活用し、ボランティアグループへの活動助成を行う。	通年
3	ひょうごボランティア基金活動助成事業等での申請支援 【推進計画】Ⅰ - 2	ひょうごボランティア基金活動助成の申請事務手続き等を支援する。また、他団体による助成事業の情報提供や申請支援も行う。	通年
4	ボランティアセンターの運営 【推進計画】Ⅰ - 2	ボランティアセンターの効果的な運営と事業実施を図るため、運営委員会を開催する。	年 2 回
5	個人ボランティアの登録推進 【推進計画】Ⅰ - 2 Ⅲ - 5	趣味や特技を活かした個人ボランティアの登録を推進する。	通年
6	ボランティア養成講座の開催 【推進計画】Ⅰ - 2 Ⅲ - 5	新規ボランティアの育成、既存ボランティアのレベルアップのため、多文化交流をテーマとした講座とグループ活動の連絡調整に便利なコミュニケーションツールである SNS 等の活用法について学ぶ講座を実施する。	年 2 回
7	災害ボランティアセンター設置運営訓練と災害救援ボランティアの登録推進 【推進計画】Ⅰ - 2 Ⅲ - 6	大規模災害発生に伴う災害ボランティアセンター設置運営に備えて、訓練を実施。職員の対応力向上と災害ボランティアセンターマニュアルの見直しに結びつけるとともに、町内の災害はもちろん、他市町の災害救援ボランティア活動に協力できる災害救援ボランティアの登録を推進する。	年 1 回
8	ボランティア市民活動災害共済、ボランティア活動等行事用保険への加入促進 【推進計画】Ⅰ - 2	ボランティア活動中の事故に備えて、ボランティア・市民活動災害共済、ボランティア活動等行事用保険等への加入手続きを支援する。	通年

5. 情報発信活動

社協活動について、町民の皆様にご理解をいただくことができるように、社協だより「かがやき」を分かりやすく親しんでもらえるような紙面づくりに努め、地域の福祉力を高める手段としての取り組みを進めます。また、令和6年度から試験運用を開始したSNS（ソーシャルネットワークサービス）については、新たな広報戦略の一環として位置づけ、情報共有情報発信の手段として本格運用を開始します。

No.	事業名等	活動内容	備考
1	社協だより「かがやき」の 毎月発行 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅲ - 6 Ⅳ - 8	地域福祉の推進につき住民にわかりやすい紙面づくりを目指し、社協や地域の取り組みを紹介する。住民のみなさんからご協力いただく社協会費、共同募金配分金、善意銀行預託金の使途について報告し、地域福祉活動のための財源確保につなげる。	毎月
2	公式ホームページによる情報提供 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅲ - 6 Ⅳ - 8	様々な情報を発信するとともにSNSと連携した情報提供に努める。各種講座開催時の申込受付、また意見等を広く募集する際に活用することを検討する。	通年
3	SNS（ソーシャルネットワークサービス）の本格運用、情報提供の開始 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅳ - 8	SNS（ソーシャルネットワークサービス）の本格運用を開始、紙媒体以外から情報を得ている世代へアプローチ、情報提供を行う。	通年
4	防災行政無線及び佐用チャンネル、新聞等を活用した社協事業のPR 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅳ - 8	あらゆる手段を講じ福祉に関する情報を提供するとともに、福祉活動の啓発を行う。	通年
5	社協会員募集の推進 【推進計画】Ⅰ - 2	地域福祉活動財源確保のため社協一般会員、賛助会員を募集する。同時に社協活動のPRを行い、福祉意識の向上、福祉活動の啓発を行う。	年1回

6. 福祉教育の取り組み

佐用町内全小・中学校（8校）を福祉協力校に指定し、福祉の心を学ぶ教育活動に取り組みます。また、将来の福祉活動を担う人材育成を目指し、教育委員会と連携しながら福祉教育の支援に努めます。

No.	事業名等	活動内容	備考
1	福祉教育推進助成事業の推進 【推進計画】Ⅰ - 1	小・中学校において、児童・生徒に福祉活動やボランティア活動への理解と関心を高め、福祉のこころを育てるため、助成事業を実施する。	通年
2	福祉教育推進助成事業説明会の開催 【推進計画】Ⅰ - 1	小・中学校での福祉活動、ボランティア活動への取り組みを推進するため、各校の福祉教育担当職員を対象に説明会を開催する。	年1回
3	学校・家庭・地域の連携協力推進事業（三日月子ども広場）の実施【再掲】 【推進計画】Ⅰ - 2 Ⅱ - 3 Ⅲ - 5	三日月小学校児童を対象として指導員の協力のもと、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。土曜日と長期休暇中を中心とした活動とし、季節感あふれるイベントを実施する。 令和7年度から町教育委員会が推進するコミュニティ・スクールの動向を注視しながら、令和8年度以降の事業の在り方について検討する。	年12回
4	ボランティアスクールの開催 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅰ - 2	将来の地域の担い手である児童・生徒を対象に、福祉・ボランティア活動への理解と関心を高める。小・中学校向けに手話体験と多文化共生をテーマとした内容を、高校生向けには福祉施設ボランティア体験スクールを開催する。	年3回
5	トライやる・ウィークの受け入れ協力 【推進計画】Ⅰ - 2 Ⅱ - 4 Ⅳ - 8	社協活動について学ぶ機会を提供する。ボランティアグループや介護支援課と連携しながら受け入れに協力する。	年1回

7. 共同募金配分金事業

共同募金会からの一般募金配分金並びに地域歳末たすけあい配分金を受け、次の事業に取り組みます。なお、平成26年度から実施してきた一般公募による助成事業「かがやくまちづくり応援助成事業」には、令和7年度をもって終了し、令和8年度からは地域共生社会の実現に資する団体や人材の育成を念頭に、自発性が高く先駆的な活動を応援する一般公募による助成事業への転換を検討します。

(1) 共同募金配分金事業

No.	事業名等	活動内容	備考
1	かがやくまちづくり応援助成事業 (公募による助成事業) 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅲ - 5	赤い羽根共同募金の配分金を活用し、地域福祉を高める活動を活発化させ、ボランティア精神や福祉のこころを育てる目的で、公募により助成事業を実施する。 なお、地域共生社会に資する人材の育成並びに先駆的な活動への助成事業に転換するため、令和7年度をもって本事業は終了とし、新たな一般公募による助成事業への転換を検討する。	年1回
2	福祉教育推進助成事業の推進【再掲】 【推進計画】Ⅰ - 1	小・中学校において、児童・生徒に福祉活動やボランティア活動への理解と関心を高め、福祉のこころを育てるため、助成事業を実施する。	通年
3	まちの子育てひろば事業の実施【再掲】 【推進計画】Ⅰ - 2	子育て中の親子が気軽につどい、仲間づくりを通して交流を深める場として開催する。 ボランティアグループの協力を得て運営、親子リトミック活動を継続、試験的にタッチケア活動を取り入れる。	ひまわり 月2回 ひだまり 月2回 リトミック 毎月
4	ボランティアスクールの開催【再掲】 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅰ - 2	将来の地域の担い手である児童・生徒を対象に、福祉・ボランティア活動への理解と関心を高める。防災教育について、介助犬について並びに収集ボランティア体験を実施する。	年3回
5	社協だより「かがやき」の毎月発行【再掲】 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅲ - 6 Ⅳ - 8	地域福祉の推進につき住民にわかりやすい紙面づくりをめざし、社協や地域の取り組みを紹介する。会費、共同募金配分金、善意銀行の使途について報告し、地域福祉活動のための財源確保につなげる。	毎月
6	公式ホームページによる情報発信【再掲】 【推進計画】Ⅰ - 1 Ⅲ - 6 Ⅳ - 8	様々な情報を発信するとともに、各種講座開催時の申込受付にも活用する。また、意見や要望も広く募集する。	通年
7	ボランティアグループへの活動助成【再掲】 【推進計画】Ⅰ - 2	共同募金の配分金を活用し、ボランティアグループへの活動助成を行う。	通年

(2) 地域歳末たすけあい配分金事業

No.	事業名等	活動内容	備考
1	こどもホームステイ事業 (正月短期里親里子事業) への協力 【推進計画】Ⅲ - 5	児童養護施設の子どもたちが、家庭の雰囲気を体験するホームステイ事業(正月短期里親里子事業)において、受け入れる里親への支援、並びに施設への支援を実施する。	年1回
2	歳末愛のお助け隊の実施 【推進計画】Ⅱ - 3	85歳以上ひとり暮らし高齢者を対象に、温かいお正月を迎えていただくため、灯油、おせち、正月用生花のいずれかをお届けし見守り活動につなげる。	年1回
3	歳末愛のお助け隊福祉施設 支援事業の実施 【推進計画】Ⅰ - 2	新年を迎えるにあたり、町内の福祉施設で生活されている方を対象に、温かいお正月を迎えていただくため、お正月用のお餅とみかんを配付する。	年1回
4	まちの子育てひろば合同イ ベントの開催 【推進計画】Ⅰ - 2	子育て中の親子が気軽につどい、仲間づくりを通して交流を深める場として開催する。ボランティアグループの協力を得て運営、子育てひろば2カ所合同でのイベントとして、ミニ運動会を開催する。	年1回

8. 養護老人ホーム佐用朝霧園の指定管理運営

養護老人ホームの経営を佐用町から指定管理受託することにより、事業の多角化と経営基盤の強化を図り、スケールメリットを活かした福祉サービスの展開を目指します。今日まで培ってきた地域福祉、在宅福祉サービスのノウハウを活かしながら、入所候補者の発掘を行うとともに入所者数の安定化を図ります。また、措置入所の他に施設の空き室を利用した契約入所(個別契約による入所)制度を有効活用し、経営の安定化を図ります。

(1) 措置入所

No.	事業名	事業内容	備考
1	措置入所	環境上及び経済的理由で、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者の入所を受け入れる。	利用定員 50人

(2) 老人生活管理指導短期宿泊事業

No.	事業名	事業内容	備考
1	短期宿泊事業	基本的生活習慣の欠如及び社会適応が困難な 65 歳以上の高齢者を受け入れ、高齢者及びその家族の福祉の向上を図る。入所期間は原則 7 日間以内。	利用計画 延べ 120 回

(3) 契約入所

No.	事業名	事業内容	備考
1	長期契約入所	自宅での生活が困難な 65 歳以上の高齢者が長期間の利用を希望する場合、佐用朝霧園と利用者が、直接契約をして入所することができる。契約期間 1 年（継続更新可）。利用者負担は、収入金額に応じて月額 91,300 円～184,000 円。	10 人以内 (利用定員の 20%以内)
2	短期契約入所	自宅での生活が困難な 65 歳以上の高齢者が短期間の利用を希望する場合、佐用朝霧園と利用者が、直接契約をして入所することができる。1 回当たりの利用日数は 10 日、年間 120 日を限度とする。利用者負担は、1 日当たり 3,000 円。	

(4) 事業計画

No.	事業名	内 容
1	給食	摂食時刻 朝食 7:45 昼食 12:00 おやつ 14:30 夕食 17:00
2	入浴	週 3 回
3	健康管理	嘱託医回診、通院（随時）、体重・血圧測定、健康診断、胸部レントゲン、尿検査、血液検査、心のケア相談、新型コロナワクチン接種他
4	娯楽教養活動	カラオケ、健康体操、園芸（菜園）、手芸、生け花等
5	清掃活動	施設内清掃（当番制）、居室清掃（利用者個人随時）
6	地域連携	近隣福祉施設及び地域住民との交流活動（秋祭り等）を定期的を実施
7	防火防災	防火、防災訓練 年 2 回実施、各種感染症対策

(5) 定例行事

No.	行事名	内 容
1	健康体操	月 3 回（外部講師）、ラジオ体操（随時）、飲み込み体操（随時）
2	誕生日会	月 1 回（当月生まれの入所者）
3	喫茶	月 1 回・ボランティア喫茶、月 1 回・職員喫茶
4	音楽	カラオケ（随時）、ハンドベル（随時）

5	茶 会	月 1 回（外部講師）
6	散 髪	月 1 回（町内理容店）
7	書 道	月 1 回（外部講師）
8	図書貸出	月 1 回新刊更新（町図書館）
9	その他	敬老会、バス旅行、お食事会、買い物ツアー、屋台村、季節の行事（新年会、節分祭、お花見、納涼祭、クリスマス会）他

9. 公益事業の推進

「公益事業」とは、公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業をいい、その経営する社会福祉事業に支障がない限り行うことができます。本会では、**公共施設である福祉センターを指定管理運営するとともに**、公共交通の代替である過疎地有償運送事業の「さよさよサービス」と「江川ふれあい号」の運行を推進します。

（1）公共施設の管理運営

各施設とも老朽化が進み、修理費等が嵩む状況となっていますが、徹底した経費節減を図りながら、より良いサービスの提供に取り組めます。また、指定管理施設以外の維持管理についても町と協議を図りながら、計画的な運営を行います。

No.	事業名等	活動内容	備考
1	久崎老人福祉センターの指定管理運営	令和3年度から5年間の基本協定を締結し、指定管理にて運営している。 令和7年度末をもってきらめきケアセンター上月地域密着型通所介護事業所を廃止、並びに指定管理期間の満了も相まって、指定管理運営からの撤退を検討する。	通年
2	南光地域福祉センターの指定管理運営	令和3年度から5年間の基本協定を締結し、指定管理にて運営している。行政と連携を図りながら計画的な運営、並びに修繕計画を提案していく。 令和8年度以降も引き続き指定管理者として管理運営していくために、新たに5年間の基本協定の締結を目指す。	通年
3	佐用町地域福祉センターの運営	行政直営での運営を継続するが、実質的管理者として、行政と連携を図りながら計画的な運営、並びに修繕計画を提案していく。	通年

4	三日月福祉拠点施設の運営	行政直営での運営を継続するが、実質的管理者として、行政と連携を図りながら計画的な運営、並びに修繕計画を提案していく。 事業規模適正化を図るため、施設運営からの撤退を検討する。	通年
---	--------------	--	----

（２）過疎地有償運送事業（さよさよサービス、江川ふれあい号）の推進

日常生活に必要不可欠な公共交通の代替手段として、可能な限り効率的な運行を行います。サービスの質の向上を図りつつ、収支比率も維持向上させる努力を継続しながら事業展開を図ります。

No.	事業名等	活動内容	備考
1	過疎地有償運送事業（さよさよサービス、江川ふれあい号）	本町の厳しい交通環境で、交通困難者と言われる高齢者や学生の生活交通を確保し、地域の特性に応じた利便性の高い交通サービスを行う。 また、選挙や検診、予防接種等の送迎にも行政と連携し対応していく。	通年 地域別で 隔日運行

10．介護サービス事業所の運営

近年の急激な少子高齢化や核家族化に伴い、高齢単身者及び高齢者夫婦のみ世帯の増加など、生活環境の変化により在宅での介護力の低下が顕著となっています。そのような状況の中、本会が運営しております介護保険事業においても、ショートステイの利用をされる方や、小規模多機能事業所へ利用を変更される方の増加、また早い段階で**施設**入所を希望される方など、求められる介護サービスにも変化が生じ、大変厳しい運営状況となり経営を意識した事業運営が求められています。

そうした中、令和6年2月に立ち上げた介護保険事業財政健全化に向けた中長期**経営**戦略会議で協議を重ね、令和7年4月から、きらめきケアセンター（南光）ときらめきケアセンター佐用の通所介護事業所を地域密着型通所介護事業所として**事業形態を変え**、町から受託し実施していた介護予防居宅介護支援事業を町から指定を受け介護予防支援事業として**実施します。また、訪問入浴介護事業において自費サービス（保険外サービス）を開始し、収入の増加を図ります。不本意ながら、**きらめきケアセンター上月で実施している地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスについては、経営的に厳しい状況の中、事業規模を縮小するなど事業所の存続に努めましたが、利用者数の減少に歯止めがかからず、令和8年3月31日をもって廃止します。

今後も、本会の事業規模適正化に向けた取組みを進め、収支改善とともに、社協ならではのサービス提供ができる体制づくりを図ります。

介護人材不足は全国的に深刻化しており、職員の安定的確保と適正運営に向けた事業の刷新と見直しへの取組みが課題となっています。職員研修を充実させ資質の向上を図り、行政や福祉・医療機関と連携し、引き続き利用者本位のサービスの提供に努めます。

社協の使命である地域福祉の推進と介護サービスの運営は両輪の関係にあります。介護サービスを停滞させることなく継続させ、公益性の高い社会福祉法人としての役割を果たし、バランスの取れた事業運営に取り組めます。

(1) きらめきケアセンター（南光地域福祉センター内）の運営

No.	事業名等	活動内容	備考
1	訪問介護事業	要介護者とそのご家族の「いつまでも住み慣れた自宅において、その地域で暮らし続けたい」という願いをかなえるため、食事・入浴・排泄等の身体介護サービスや調理、洗濯、掃除、買い物等の生活援助サービスをご利用者のその有される能力に応じながら提供する。 ①訪問介護事業の実施 (対象：要介護 1～5) ②介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（第 1 号訪問事業）の実施 (対象：要支援 1・2、事業対象者) ③障害者総合支援法関連 ○障害福祉サービス（居宅介護、同行援護）の実施 ○地域生活支援事業（移動支援）の実施 (対象：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者)	[営業日] 月曜日～ 金曜日 (12/29～ 1/3 除く)

2	訪問入浴介護事業	「お風呂に入りたい」その願いをかなえ、身体 の清潔と心身機能の維持及びご家族の介護負担 の軽減を目指し、主治医や医療機関、ケアマネ ジャー等との連携を密にしてより良いサービス の提供に努める。 訪問入浴介護事業を運営するのは町内で本会 だけであり、利用者にとって必要不可欠な事業 と言える。さらに経営努力に努め事業継続を図 る。 ①訪問入浴介護事業の実施 (対象：要介護 1～5) ②介護予防訪問入浴介護事業の実施 (対象：要支援 1・2) ③地域生活支援事業（訪問入浴介護サービス） の実施 (対象：身体障がい者等) ④訪問入浴介護自費サービス事業の実施 ○介護保険外サービス (対象：上記①②③の対象とならない方)	[営業日] 月曜日～ 金曜日 (12/29～ 1/3 除く)
3	地域密着型 通所介護事業	地域に根差した事業所を目標に、利用者が安心 して過ごせ、ご家族の介護負担を少しでも軽減 できるように、事業内容の充実とより良いサー ビス提供に努め、利用者の確保を図る。 ①地域密着型通所介護事業の実施 (対象：要介護 1～5) ②介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型サービス（第 1 号通所事業）の実施 (対象：要支援 1・2、事業対象者)	[営業日] 月曜日～ 土曜日 (12/29～ 1/3 除く)

(2) きらめきケアセンター佐用（佐用町地域福祉センター内）の運営

No.	事業名等	活動内容	備考
1	地域密着型 通所介護事業	地域に根差した事業所を目標に、利用者が安心して過ごせ、ご家族の介護負担を少しでも軽減できるように、事業内容の充実とより良いサービス提供に努め、利用者の確保を図る。 ①地域密着型通所介護事業の実施 (対象：要介護 1～5) ②介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（第 1 号通所事業）の実施 (対象：要支援 1・2、事業対象者)	[営業日] 月曜日～ 金曜日 (12/29～ 1/3 除く)
2	居宅介護支援事業 介護予防支援事業	在宅の要介護者や要支援者、事業対象者がサービスを適切に利用できるよう、サービスの種類や内容を定めた居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画を作成し、事業者との連絡調整等のケアマネジメントを行う。 また、地域の身近な相談窓口となれるよう、実態把握調査や各地区民生委員・児童委員協議会定例会への出席を通じ、様々な生活課題への柔軟な対応に努める。 ①居宅介護支援事業の実施 (対象：要介護 1～5) ②介護予防支援事業の実施 (対象：要支援 1・2、事業対象者) ③要介護認定調査の実施【受託事業】	[営業日] 月曜日～ 金曜日 (12/29～ 1/3 除く)

(3) きらめきケアセンター上月（久崎老人福祉センター内）の運営

No.	事業名等	活動内容	備考
1	地域密着型 通所介護事業	地域に根差した事業所を目標に、利用者が安心して過ごせ、ご家族の介護負担を少しでも軽減できるように引き続き事業内容の充実に努める。 令和 8 年 3 月 31 日の事業廃止に向けて、現在利用中の利用者が安心して介護サービスが受けることができるように、誠意をもって対応します。	[営業日] 月曜日～ 金曜日 (12/29～ 1/3 除く)

		①地域密着型通所介護事業の実施 （対象：要介護 1～5） ②介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型サービス（第 1 号通所事業）の実施 （対象：要支援 1・2、事業対象者）	
--	--	--	--

1 1. 人材確保・育成

職員の資質向上をめざし、職員研修計画に基づき各種研修会の参加や内部研修会の実施により、知識及び技術、倫理性を高めることに努めます。

No.	事業名等	活動内容	備考
1	人事考課の実施	職務に取り組むうえでの個人目標を半期ごとに設定し達成状況を把握する。1 次評価者、2 次評価者による考課を行い、職員自身の成長につなげる。	年 2 回
2	個人面談の実施	1 次評価者、2 次評価者による考課を本人にフィードバックするために、年 2 回個人面談を実施する。	年 2 回
3	内部研修（職種別研修の実施）や外部研修への参加	職員研修委員会を開催し、職員だけでなく社協全体の専門性を高めるためのプログラムを企画する。また外部研修にも積極的に参加する。	通年
4	資格取得を推奨	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事等、業務に必要な資格の取得を推奨するとともに、資格取得にかかる費用の一部助成、並びに研修に参加できるように支援する。	通年
5	介護職員、看護職員の安定確保	人員配置基準上の資格保持者の確保はもとより、各種加算を取得するための介護職員、看護職員の確保に努める。人材紹介会社の活用も含め必要な人材を確保する。	通年
6	障害者の雇用確保	障害者雇用促進法に則り、該当事業主として障害者の雇用を推進する。	通年

1 2. 労務管理

国の法律や制度改正に基づき各種規程や規則を見直すなど、本会においても職員一人ひとりがより良い将来の展望を持てるような職場づくりを進めています。引き続き職員の健康管理や職場の環境について協議する場を設け、安心して働ける職場づくりをめざします。

No.	事業名等	活動内容	備考
1	産業医の選任	常時使用する労働者が 50 人以上のため産業医を引き続き選任する。快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職員の健康障害の防止、健康の保持増進、産業医による健康管理指導、労働災害の防止に取り組む。	通年
2	衛生委員会の開催	産業医、職員からなる委員会を開催し、職員の健康管理や職場環境について協議し、働きやすい職場づくりをめざす。	毎月
3	職員健康診断の実施	職員健康診断を年 1 回実施し、結果に基づき産業医による面接指導を実施、職員の健康増進、維持につなげる。	年 1 回
4	ストレスチェックの実施	職員のストレスチェックテストを実施し、職員のストレス状況を把握する。高ストレス者で希望する者には、産業医による個別相談を実施し、専門機関につなぐ。	年 1 回
5	心の健康づくり計画の推進	心の健康づくり計画に基づき、職場のメンタルヘルス対策に取り組む。職員の心の健康は、職員とその家族の幸福な生活、活気のある職場のために重要な課題であることを認識し、精神疾患のみでなく、広く職場のコミュニケーションの活性化を図るため、心と体の健康教室（年 2 回）を開催する。	通年
6	年次有給休暇の計画的な取得	年 10 日以上の有給休暇を付与された職員が、最低 5 日以上の有給休暇を取得できるように調整を図る。	通年
7	健康予防（労働災害予防）研修の積極的受講と実践	衛生管理者を選任し、労働災害予防研修などに積極的に参加、労働災害予防に努める。	通年
8	インフルエンザ予防接種への継続助成	職員に対しインフルエンザ予防接種を推奨し、一部助成を実施する。	年 1 回
9	腰痛予防対策	職員の腰痛予防のため、腰痛予防研修の実施と腰痛予防ベルト購入にかかる一部助成を実施する。	年 2 回

10	新型コロナウイルス感染症等に対する感染予防対策	感染症対策用事業継続計画（BCP）に基づき、新型コロナウイルス感染症等に対する予防を徹底するため、業務中はマスクの着用を義務付け、検温、手洗い・うがいの励行を継続する。	通年
----	-------------------------	--	----

1 3．法人運営の基盤強化

（1）理事会・評議員会・正副会長会等の開催

経営組織のガバナンスを強化するとともに、本会の健全経営、総合的な福祉課題に対応するため、理事会、評議員会、正副会長会等を適宜開催します。

なお、令和7年度は理事、監事、評議員の一斉改選となります。

No.	事業名等	活動内容	備考
1	理事会の開催	業務執行の決定機関であり、理事長等の職務執行状況を監督する理事会について、事業がスムーズに進むよう計画的に開催し、法人運営の適正化に努める。なお、任期満了により改選年度となる。	年5回
2	評議員会の開催	法人運営の基本ルール・体制を決定する等重要事項の議決機関である評議員会について、法人の適正な運営に資するため、年3回開催する。なお、任期満了により改選年度となる。	年3回
3	監事監査の実施	決算時に監事による監査を受ける。監査結果は法人の運営や事業の改善に活かす。なお、任期満了により改選年度となる。	年1回
4	月次監査の実施	顧問税理士による月次監査を受ける。監査結果は法人の運営や事業の改善に活かす。	毎月
5	評議員選任・解任委員会の開催	評議員を選任及び解任するための機関として設置し、必要に応じて適宜開催する。	適宜
6	正副会長会の開催	社協事業の進捗状況について検討協議し、事業が円滑に進むよう方針を決定する。	毎月
7	職員代表者会議の開催	各部署の状況や事業について情報共有を行うとともに全体調整を行い、事業を推進する。	毎月
8	介護保険事業検討委員会の開催	各サービス事業所から委員を選出し、介護事業の状況について情報共有を行うとともに、課題を解決する。また、今後の適正な事業規模や事業のあり方について協議する。	毎月

9	広報委員会の開催	各部署から委員を選出し、社協だよりの内容について協議する。住民が主役の紙面づくりをめざし、福祉活動の啓発を行う。本格運用を開始するSNS（ソーシャルネットワークサービス）の運用チームとしての機能も果たす。	毎月
10	地域福祉推進計画評価委員会の開催	第4次佐用町地域福祉推進計画（さようふくしプラン：令和4年度～令和7年度）の実効性を高め、円滑に実施するために地域福祉推進計画評価委員会を開催する。これと同時に職員で構成する作業部会を設け、評価に係る実務を担う。進捗状況や達成度を定期的に把握、評価するとともに、必要に応じて適宜見直し等を行い、佐用町地域福祉計画（令和5年度～令和9年度）との連携を強めるため、町健康福祉課と意見交換し、その結果を事業計画に反映させる。	委員会 年1回 作業部会 適宜
11	財政健全化に向けた中長期経営戦略会議の開催	本会の収支状況並びに経営環境を踏まえ、中長期的な視点をもって事業規模の適正化や収支改善策を検討する経営戦略会議を開催する。	適宜

（2）第5次地域福祉推進計画（さようふくしプラン）の策定

令和4年度から地域福祉推進の指針として取り組んできた第4次地域福祉推進計画（さようふくしプラン）が、計画期間の最終年度を迎えます。策定委員会と作業部会を設置・開催し、現行計画の評価結果と町行政が策定した第2期地域福祉計画中間評価結果を基に、現行計画の積み残し、あるいは実施過程で浮き彫りになった課題を引き継ぎ、それらを含めて今後取り組むべき事項を盛り込んだ第5次地域福祉推進計画（5カ年計画）を策定します。

No.	事業名等	活動内容	備考
1	第5次地域福祉推進計画策定委員会の開催	第4次地域福祉推進計画（さようふくしプラン）が、計画期間の最終年度を迎える。新たに第5次地域福祉推進計画策定委員会を設置し、令和8年度からの5カ年計画を策定する。	年4回
2	第5次地域福祉推進計画策定作業部会の開催	第5次地域福祉推進計画策定に係る実務を担うため、職員による作業部会を設ける。	適宜

(3) 財政基盤の安定

地域福祉活動事業の安定的実施のため、財源となる社協会員制度の推進と共同募金運動の啓発と促進を図るとともに、その使途を明確にし、広く住民にお知らせして理解を求めます。

No.	事業名等	活動内容	備考
1	一般会員の募集と取り組みの強化	毎年7月を強調月間とし、自治会の協力を得ながら一般会員を募集する。 一般会費 1口 1,000 円	年1回
2	賛助会員の募集と取り組みの強化	毎年11月に町内外の各事業所、団体や個人を対象に賛助会員の募集に取り組む。 賛助会費 1口 3,000 円	年1回
3	補助金・助成金・受託金の適正化	社協に課せられた役割を果たすことにより、その役割の必要性と認識を高め、運営に適した補助金・助成金・受託金の確保に努める。特に受託事業における適正な人件費の積算に努める。	通年
4	善意銀行への預託推進のためのPR強化	善意銀行への預託金が、地域福祉を推進するための貴重な財源であることをPRし、6月の善意月間を有効に活用し、協力を呼びかける。預託者については、社協だよりで紹介する。	通年
5	積立金の効率的、安定的運用	低金利時代であり、果実としての受取利息配分金はわずかである。元金が保証されている定期性預金での運用を原則とするが、国債等での運用も視野に入れ、調査・研究する。	通年
6	共同募金・地域歳末たすけあい運動による配分金の有効活用	地域福祉を推進するための貴重な財源である赤い羽根共同募金配分金と地域歳末たすけあい運動配分金は、地域に還元できる事業に活用し資金使途について丁寧に報告する。	通年

(4) 事業継続に向けた取り組み

いつ起きてもおかしくない災害に備え、災害対応初期行動マニュアルとBCP（事業継続計画：災害対策用と感染症対策用）に基づき行動し、早期にサービス提供の再開を目指します。また、各種マニュアル等の見直しや、関係機関との新たな災害協定の締結を念頭に、災害対応プロジェクト委員会を継続開催します。

No.	事業名等	活動内容	備考
1	災害対応プロジェクト委員会の開催	災害対応マニュアル、災害ボランティアセンター運営マニュアル並びに事業継続計画（BCP）に基づく訓練や研修を実施する。また、マニュアルの見直しや、関係機関との新たな災害対策協定の締結に向けて、引き続き各部署から職員を委員に選任し、災害対応プロジェクト委員会を開催する。	適宜
2	災害時に備えた非常食の備蓄	災害に備え、各事業所における介護保険利用者と職員数の2日分を目安とし、非常食を備蓄する。	通年

14. その他

No.	事業名等	活動内容	備考
1	災害見舞い等の見舞事業の実施	暴風・豪雨・火災その他の災害により被害を受けた住民に対し、善意銀行預託金を活用した災害見舞金を支給し、その世帯を援護する。	通年
2	共同募金運動・地域歳末たすけあい運動への協力	佐用町共同募金委員会が実施する赤い羽根共同募金運動と地域歳末たすけあい運動に協力し、募金を呼び掛ける。	10月 ～12月
3	行旅人援護の実施	目的地に向かう途中に何らかの事情で旅費不足等により移動が困難となった行旅人に対して、善意銀行預託金を活用した旅費の貸与を行う。	通年
4	災害被災地支援活動の実施	災害救助法が適用された近畿圏内及び近隣の被災地に対して、災害ボランティアセンターの活動を支援するため、資器材の貸し出しや災害救援ボランティアバスの運行並びに支援金を贈る。また、大規模災害時は町行政と協議の上、義援金等の募集を行う。	適宜